

象徴君主制憲法史としての二十世紀 —日本とスウェーデンとの比較考察—

下 條 芳 明

1. 問題の所在

二十世紀末に東西冷戦が終結して、すでに一五年の歳月を経ようとしている。「ベルリンの壁」の崩壊とそれに続くソ連邦をはじめとする社会主義国家の解体は、まさに新時代の到来を告げる序曲になるはずであった。しかし、その後における内外の情勢はますます混迷と混乱の度を深めるばかりである。かつての“社会主義ユートピア”に代わって、新時代を導くような明確な思想的潮流は未だに現れていない。

こうした閉塞的な時代状況が意味することはいったい何であろうか。この“近代の行く末”あるいは“価値としての近代”をめぐる深刻な問いについては、さまざまな観点からの解答が可能であろう。しかし、筆者には、それが何よりも、われわれがいまなお近代憲法学の根底に深く根ざしている西洋近代合理主義の呪縛から脱却できないでいるばかりか、その抜き差しならぬ“袋小路”に入ってしまったことにあると思える。

本稿では、とくに産業革命期以来の世界を席卷してきた西洋的な論理、近代的な合理精神の“袋小路”から抜け出るためのヒントを捜し求めてみたい。従来の憲法学研究では、西洋近代合理主義の思考とは矛盾・対立するとみなされ、それゆえに等閑視されてきた感のある君主制の問題、それも二十世紀における君主制および君主制憲法の歴史と特色を考察することを通じて、「ポスト近代」における憲法制度としての君主制の可能性を検討したい。さらに、日本国憲法下の象徴天皇制、象徴天皇制憲法学の現状に対して若干の問題提起を試みたい。

2. 二十世紀における君主制の凋落と復活

(1) 二十世紀前半におけるの君主制の凋落

二十世紀における君主制の歴史を回顧すると、この世紀の前半と後半とではきわめて対照的な傾向を示していると思われる。それを一言で表現するなら、二十世紀前半が「君主制の凋落」の時代であるのに対して、二十世紀後半とは「君主制（あるいは、“君主制的

なもの”の復権」の時代であったということがいえるのではないか。

周知のように、二十世紀初頭までは、スイスやフランスを例外とすれば、君主制国家であることの方が一般的であった。ところが、第一次世界大戦を転機として、“君主制の凋落”現象が本格的に始まる⁽¹⁾。大戦の敗戦や革命が直接の原因となって、ロシアのロマノフ王朝（1917年）、ドイツのホーエンツォルレルン家（1918年）、オーストリアのハプスブルグ王朝（1918年）、スペインのブルボン王朝（1931年）といったヨーロッパの由緒ある王家が相次いで崩壊する。

こうした“君主制の凋落”の傾向は第二次世界大戦によってさらに拍車がかかる。1946年にイタリアの君主制が国民投票によって廃止される一方、ユーゴスラビア（1945年）、ハンガリー（1946年）、ブルガリア（1946年）、ルーマニア（1947年）など東欧諸国では人民共和国への移行が宣言され、君主制が一掃されてしまう。さらに、1950年代から70年代には、この動向は世界的な拡がりを示し、エジプト（1953年）、リビア（1969年）、エチオピア（1975年）、イラン（1979年）、イラク（1958年）、カンボジア（1970年）、ラオス（1975年）といった第三世界諸国の君主制も、急速な社会変革の波に晒されて相次いで廃止されるにいたる。

今日から振り返れば、二十世紀初頭に世界の国々にを覆っていた君主制が、第一次世界大戦以降半世紀ほどの期間で「2ダースあまり」に減少してしまったのだから、この君主制の崩壊という事態は「まさに驚くべきこと」（カール・レーヴェンシュタイン）であった⁽²⁾。それでは、このような君主制をめぐる急激な社会変動はどうして起こったのだろうか。

一般に君主制の歴史について論じる場合、今日でも、君主制は、結局は弱体化・消滅して共和制へと移行するのが近代憲法史の必然であり、しかもそうなることが時代の進歩、発展であるという思考法が支配的である。わが国の学界でも、「君主制の減少・弱体化が歴史の趨勢」という憲法理論上の通念は依然として根強く、その風潮は君主制および天皇制研究の前提となって広まっている⁽³⁾。こうした君主制に否定的な思考法の有力な論拠として、次の二つの考え方を挙げることができる⁽⁴⁾。

第一の論拠は、民主主義という価値を絶対視する思考である。世襲制を前提とする君主制は平等原則に反するという点において、民主主義と根本的に矛盾・対立する関係にあるとされる。これに対して共和制こそが民主主義と完全に適合でき、しかも理想的な形で民主主義の実現をもたらすので、民主主義が発展を遂げれば、君主制はおのずと消滅して共和制へと移行するはずだという見方である。

第二は、君主制の“不合理”、あるいは“前近代性”“非近代性”を強調して、それが近代的合理性と相容れないと説くものである。知られるように、W. バジヨットは、『イギリス憲政論 (The English Constitution)』(1867年初版)の中で、「人間の感情が健在でしかも理性が微弱である限り、君主制は、掴みどころのない感情に訴えるがために強固であるけれども、共和制は理解力に訴えるがために弱体である」⁽⁵⁾と述べて、不合理な“感情”に基礎づけられる君主制と、合理的な“理性”に基礎を置く共和制を対峙させている。近代的合理性を万能視する論者によれば、近代国家の国民のうちに君主制への敬愛の念が認められるとしても、それは啓発されていない不合理な感情の表現にすぎない。世界の国々から君主制を一掃して共和制への移行を実現することこそ、歴史における理性の勝利を意味するというのである。

(2) 二十世紀後半における君主制の復活

以上に見たように、二十世紀の君主制は、近代的な民主主義思想と合理主義思想の攻勢に直面して、第一次世界大戦期以降ほぼ半世紀にわたって、いわば“受難”の時期を体験してきた。ところが、二十世紀の後半に入ると、こうした君主制凋落傾向に歯止めがかかるような重要な変化が生じて、むしろ君主制（あるいは、“君主制的なもの”）への積極的な評価や期待の動向が高まってきたようにみえる。

先に触れたように、純理論的に考えれば、君主制は民主主義の原理とは相容れず、民主主義の発展のためには君主制を廃止して、共和制に移行した方が良いはずである。しかし、第一次世界大戦期以降の各国憲法政治の実際を見ると、ワイマール・ドイツや東・北欧諸国の事例に見られるように、君主制から共和制へと移行を遂げた結果、独裁者の出現により、政治の混乱と不統一を招来して、民主主義の実現が水泡に帰してしまった国々には数多い⁽⁶⁾。こうした歴史的経験と反省を踏まえて、第二次世界大戦末期の1945年7月に、当時イギリス労働党内閣の外相を務めていたアーネスト・ベビン (Ernest Bevin) は、「第一次世界大戦後にドイツの君主制 (カイゼル制) を無くしてしまったのは大きな失敗であった。ドイツ人から“象徴的支柱”を奪い去ったので、ヒトラーのような独裁者をのさばらせる心理的門戸を開いたのである。ドイツを立憲君主制の方向に指導した方がはるかに良かったであろう」と述べている⁽⁷⁾。

このベビンの発言とも関連して、歴史が教えるもう一つの教訓は、君主制を残してもそれは必ずしも民主主義の失敗に帰結するとは限らないということである。いや、かえって君主制を維持する国々にの方が民主主義は大きく成功している、という見方もなされてい

る。その典型的な事例として、イギリス、ベルギー、オランダ、ルクセンブルグ、スウェーデン、ノルウェー、デンマークといったヨーロッパ君主制諸国を挙げることができる。

これらのヨーロッパ君主制諸国は、ヨーロッパの西北部に位置し、イギリスを例外とすればどちらかといえば中小国として地位を占めているが、今日の世界の中で政治的には最も安定し、経済的にも大きく繁栄を遂げている国々にである。K. レーヴェンシュタインは、第一次世界大戦期以降の世界的な君主制の凋落傾向にもかかわらず、高度に発展を遂げた民主主義国家であるイギリスや大陸ヨーロッパ中小国において、伝統的な君主制がなお存続し、しかも原理的には相容れないはずの「君主制の形態と民主主義的な内容が、模範的に調和し、共存している」点をいささか驚異の眼をもって考察している⁽⁸⁾。そして、君主権限の点でイギリスに比べて大陸ヨーロッパ君主制の方がやや強力であるという留保条件を付けつつも、これらヨーロッパ諸国の君主制を一括して「議会主義的君主制」として類型化した⁽⁹⁾のは知られるところである。

本来、「議会主義的君主制」では「国王は君臨すれども統治せず」という統治原則に基づき、国王は、憲法上は政治的権能を保持しているが、通例、実際にはそれを行行使うことはない。議院内閣制の発展により、政治の実権は国王から議会に移行し、国王は議会に基礎を置く内閣に補佐されているため、国王の政治的権能の行使は名目的・儀礼的なものと化している。そこでは、君主制の民主化が徹底した結果、いわば君主制の権力的実体は骨抜きにされている⁽¹⁰⁾。

しかしながら、無権力な存在となったとはいえ、君主制にはいまなお民主主義にはない伝統性・栄誉性・世襲性という価値が内在されているはずである。こうした固有の価値を秘めた君主制が、民主主義の意向を尊重し、民主主義の発展に積極的に貢献しようとする点に君主制の今日的意義が見い出されるのだ。

この点、第二次世界大戦後におけるヨーロッパ君主制諸国では、君主制が民主主義の発展に貢献してきた実績が広く認められている。かつて、『ライフ』誌は1957年8月5日号および同月17日号において「ヨーロッパの王室」という特集を組み、その巻頭言で次のように主張した。

「現代政治理論は、君主制機構を廃物にしたように思える。にもかかわらず、君主制機構は、ヨーロッパに生き残っている。それも、驚くべき程度にである。多数の印象に残るヨーロッパの王室は、民主主義と和解したばかりか、民主主義に奉仕しかつ民主主義を強化している。こうして、他方、かつては専制的であった君主制も、今日では、専制政治の不拔の仇敵として現れる。独裁制は、国王と並び立つことができな

いというのが普通になっているのだ。」⁽¹¹⁾

また、最近では、イギリス君主制の研究者として日本でも名高い、オックスフォード大学のヴァーノン・ボグダナー教授は、現代君主制の民主主義に対する積極的な意義を次のように説いている。

「二十世紀が終わりに近づいた時点で、立憲君主制は、主として西ヨーロッパのごく少数の恵まれた国ぐににだけ残っている。それらの国ぐには、立憲君主制は民主制を蝕むどころか民主的諸制度を維持し、強化するのに貢献している。そして、もし君主制と民主主義の結合が矛盾に見えるというのであれば、矛盾が存在しないのは論理の中だけであるというフロイドの警句 (Freud's aphorism) を心に留めておけばそれで十分であろう。」⁽¹²⁾

(3) 現代国家における“君主制的なもの”の復権

ここで注意しておきたいのは、現代国家において“君主制的なもの”という場合、君主制国家と共和制国家とでは、その意味と期待が異なっているということである。しばしばフランス第五共和制やアメリカ合衆国の大統領が「共和制的君主」の異名をとることからも明らかなように、今日では、むしろ共和制の側で“権力”をメルクマールとする本来の意味での“君主制的なもの”の意義が認められ、その積極的な吸収が試みられている⁽¹³⁾。

一方、君主制の側では、共和制の国家元首では本来代替できない君主制固有の伝統性・榮譽性・世襲性から派生する政治的權威の意義が見直されている。たとえば、アイボア・ジェニングス卿は、現代イギリス君主制を分析として、「君主の政治的機能よりもはるかに重要なものは、バジヨットのいう、君主の“威厳的”機能 (dignified functions) である」⁽¹⁴⁾と述べて、さらに次のように指摘する。

「象徴はより具体的であればあるほど効果的である。国家は、もしこれを人格化することができるならばもっと容易に機能する。政治の領域から踏み出てきた公選の大統領は、世襲の権利によって政治の領域に踏み込んできている君主の役割を決して代替することはできない。」⁽¹⁵⁾

また、先に挙げたボグダナー教授も、現代イギリスにおける君主の象徴機能への期待について、「君主制は単なる一片の憲法装置ではない。国王は、国家元首であるばかりか、国民の長であり、連合王国を代表する象徴 (the representative symbol) である。この象徴機能は、政治権力も政治的経歴も持たない者の手にあるのが最善である。なぜならば、政党の束縛を持った国家元首は、あまりに容易に国民を一体化する代わりに分裂させうるか

らである」⁽¹⁶⁾と述べている。事実、イギリスに限らず今日のヨーロッパにおける君主政治の実態を見るならば、憲法上は立憲君主制の体制を維持しながらも、国王が果たす国政上の役割の中心は、外国交際や伝統的・文化的・慈善的行事の挙行といった統合的あるいは代表的機能（つまり、象徴機能）の行使に大きく移行しようとしている⁽¹⁷⁾。

こうして見るなら、第一次世界大戦期以降における安易な君主制廃止への反省に基づき、改めて君主制の効用が顧みられ、現存の君主制に対してはたんに慎重に扱うだけではなく、伝統的な価値を抛り所としていっそうの洗練が望まれているのが、今日における君主制をめぐる主要な動向だといえるのだ⁽¹⁸⁾。

そこで、次には、二十世紀中葉以降に発展を遂げた二つの象徴君主制憲法、すなわち1974年に成立したスウェーデン象徴君主制憲法と戦後日本の象徴天皇制憲法を取り上げて、その比較検討を通じて、今日における君主制再評価の新動向を検証してみたい。

3. スウェーデン象徴君主制憲法の特徴

(1) 立憲君主制憲法から象徴君主制憲法への発展史

周知のように、先にも挙げたカール・レーヴェンシュタインは、著名な著書『君主制 (Die Monarchie im modernen Staats)』(1952年)の中で、ヨーロッパ君主制の歴史を顧みたと上で、君主制の形態について、中世の諸王国に広く行われていた選挙君主制と、近代絶対王制期以降に発展する世襲君主制とに大きく区分して、さらに世襲君主制は、絶対君主制、立憲君主制、議会主義的君主制（イギリス型立憲君主制）へと順次発展を遂げて来た、と分析している⁽¹⁹⁾。もっとも、彼が提唱した君主制の発展図式では、議会主義的君主制の次の発展段階、すなわち象徴君主制については必ずしも明確に類型化されていない。この点、一千年を越えるスウェーデン君主制史では、ヴァイキング王国以来今日まで、選挙君主制、絶対君主制、立憲君主制、議会主義的君主制、そして象徴君主制の順にその発展を跡付けることができる⁽²⁰⁾。

十世紀末に成立したといわれるヴァイキング王国期から中世期までのスウェーデンでは、国王は選挙により選出され、国民の生命・自由・財産の保護を宣誓してから王位に就くという選挙君主制（選挙王制）が一般に行われていた。ところが、1523年にヴァーサ朝が開闢され、1544年にヴェステルオースで開催された等族議会（Västerås riksdag）で男子長子相続制の原則に基づく王位世襲制が創設されることにより、この国でも絶対君主制の時代が始まる。絶対君主制の体制は1809年まで続くが、この間、グスタフ三世およ

びグスタフ四世の統治（1772—1809）に代表される「国王による専制」だけでなく、1719年から1772年にかけては「自由の時代（frihetstiden）」と呼ばれる「国会による専制」をも経験していたことは留意しておきたい。

スウェーデン最初の近代憲法は、ナポレオン戦争と軍部クーデターという内外の国家的危機を切っ掛けにして誕生した1809年6月の立憲君主制憲法である。この憲法の統治機構上の特徴は、先の時代における「国王による専制」と「国会による専制」という二つの専制政治の反省を踏まえて、専制政治を回避するために国王権力と国会権力との均衡と調和を実現しようとした点にあった。

ところが、二十世紀初頭以降、スウェーデン政治では普通選挙運動と近代政党の出現にともなう民主主義化・議会主義化の進展の中で、国王に対する国会優位の体制が確保されたために、1809年憲法が予定した権力均衡制の構造は大きく変容する。第一次世界大戦期以降、とくに1917年のエデー内閣成立が重要な転機となって、大臣助言制、内閣の対議会責任といった議院内閣制の憲法慣行が次第に定着し、「国王は君臨すれども統治せず」という統治原則に基づく議会主義的君主制が憲法習律上に形成される。

一方、第二次世界大戦後になると、議院内閣制の進展にともない、権力均衡制を予定した憲法規定と議院内閣制の憲法現実との間に大きな乖離が生じていることが切実な憲法問題となる。この問題に対応するために、政府は1954年に憲法審議会（författningsutredningen）を設置し、それ以降、二十年の歳月をかけて1809年憲法の全面的改正作業が実施されることになる。こうした憲法改正作業の一環として行われた1969年の憲法の部分改正では、従来の議院内閣制の憲法慣行を確認する形で、一院制国会に不信任決議権を与え、また、国王による大臣罷免権や解散権の行使は大臣助言制に従うことが明文化される。

その後も、新憲法の君主制構想をめぐって、憲法改正作業が最終段階にいたるまで、社会民主党、中央党、自由党、穏健統一党という四大政党間で活発な論議が交わされる。ようやく1971年8月の「トレコブ会議の妥協（Trekovkompromissen）」では、立憲君主制から象徴君主制への移行、さらには象徴的国家元首制の採用が決定される。ここに、新憲法における象徴君主制の制度的枠組みが完成するのである。

それでは、以上のような歴史的経過を経て誕生した1974年のスウェーデン象徴君主制憲法は、いったいどのような制度上の特色を持っているのであろうか。次に探ってみよう。

(2) スウェーデン象徴君主制憲法をめぐる一般的評価

まず、「象徴君主制」あるいは「象徴君主制憲法」の意味を明確にしておきたい。この点、わが国君主制研究の第一人者である佐藤功教授は、昭和56年の論文「スウェーデンの象徴君主制」の中で、「象徴君主制」とは「君主の存在を認めながら、その君主は国政に関する権能をもたず、単に精神的・心理的に国民の統合・国家の永続性を象徴する機能のみをもつとされる君主制を指す」⁽²¹⁾と定義する。その一方で、佐藤教授は、1974年のスウェーデン象徴君主制憲法については、「『象徴』という明文の規定はないとしても、…日本国憲法下の天皇制の場合よりもさらにいっそう象徴君主制的であるというべきであろう」として、「『国民主権の下における象徴君主制』と呼ばれるにふさわしいもの」あるいは「今日における君主制の『極限を示すもの』」と性格づけている⁽²²⁾。

一般にヨーロッパ諸国の憲法政治は、近代市民革命以来、政府形体の民主主義化・議会議会主義化が大きく推進された結果、国会が政治的優位を確立したのに反し、君主制権力は大きく後退し、縮小する傾向をたどってきた。こうした「君主制権力の剥奪 (Entmachtung der Monarchie)」の過程⁽²³⁾を極限まで推し進めたところに登場したのが、1974年のスウェーデン象徴君主制憲法ということになる。

このような一般的評価では、象徴君主制憲法の積極面が大きく看過されているのではないかと筆者には思われるが、この問題については後に改めて触れることにしたい。

(3) “象徴”としての国家元首の地位

1974年のスウェーデン象徴君主制憲法は、第1章「憲法の基本原則」第1条で、「すべての公権力は、国民に由来する」とし、また、「スウェーデン民主主義は、自由に形成された国民の世論と普通平等選挙権に基づいて、代表制議会主義と地方自治を通じて実現されなければならない」として、憲法の基本原則が、国民主権、議会制民主主義および地方自治による民主主義であることを明示する。一方、統治構造上、国王は国家統治の実質的担い手である「政府」から完全に分離されて、通例、閣議に出席しない。後に見るように、現行憲法におけるスウェーデン国王は、かつての立憲君主制憲法下で保持していた政治的権能のほとんどを名実ともに失い、国王に残された国政上の役割は儀礼的・代表的権能に限定されている。

もっとも、ここで忘れてはならないのは、憲法は、「王位継承法に従って、スウェーデンの王位を有する国王または女王は、国家元首 (rikets statschef) である」(第1章第5条)として、政治的実権を失ったはずの国王に国家元首としての地位を認めていることである。

しかも、憲法上明記はないものの、政府の憲法解説書や一般的な学説によれば、国家元首である国王は、「国民統合の代表者、かつ、国家全体の象徴 (symbol för landet)」として性格づけられている⁽²⁴⁾。ここには、伝統的な国家元首概念を大きく踏み越えた、君主制憲法におけるまったく新しい国家元首の形態、すなわち“象徴”としての国家元首制が提示されているのだ。

なお、スウェーデンでは、ルター派福音教会を国教とする国教制度が採用され、国王は、国民の90%近くが所属するといわれる国教会の首長の地位にある。また、現行憲法下では、国王は軍事的権限を喪失したとはいえ、国防軍における最高位の称号が与えられ、国家防衛上、国軍統合の“象徴”としての立場にある。

(4) ヨーロッパ君主制憲法における国家元首制の復活

ハンス・ケルゼンが『一般国家学』(1925年)の中で指摘しているように、国家元首の概念は、元来、一九世紀のヨーロッパ立憲君主制の観念圏に成長し、共和制の大統領制に継承されて一般化したものである⁽²⁵⁾。ヨーロッパ君主制憲法に国家元首規定が登場するのは、「国王は、国家の元首である」(第14条)と定めたフランスの1814年憲章が最初である。このフランス憲章は隣国ドイツに強い影響を及ぼし、1818年のバイエルン憲法をはじめとする一九世紀前半のドイツ諸邦憲法は相次いで国家元首規定を導入した。

ところが、一九世紀後半以降、第三共和制下のフランスのように、本来、立憲君主制に由来する国家元首の概念を共和制の大統領にも適用することが一般に行われるようになる。そうなると、政治的権能の行使が名目化した伝統的な君主と、従来の立憲君主のように強力な権限を保持する共和制の大統領とを、同一の国家元首概念により把握することはもはや困難となる。つまり、国家元首概念の共和制国家への一般化は、国家元首概念自体の不明確化、多義化を招いたのである。

このため、とくに第一次世界大戦期以降、ヨーロッパ君主制憲法から国家元首規定は消滅するか、大きく後退するという事態が生じる。小林昭三教授による昭和34年の調査によれば、この時期のヨーロッパ君主制諸国の憲法では、公国であるリヒテンシュタインやギリシア(1974年君主制廃止)を例外として、君主の地位を国家元首として位置付ける規定は見当たらないという⁽²⁶⁾。

ところが、1970年代になると、二つの新しいヨーロッパ君主制憲法のうちに、一度は消滅・後退したはずの国家元首規定が復活を見ることになる。一つが、先に見た1974年のスウェーデン君主制憲法であり、他の一つが1978年のスペイン君主制憲法である。こ

の二つの君主制憲法の間には、君主権限の点で、象徴君主か、調整権的君主かの違いはあるが、どちらの憲法も国民主権に基づく一方、国王を国家元首としての地位に置き、しかも国家的“象徴”として性格づけている。スウェーデン憲法の国家元首規定は先に見た通りだが、スペイン憲法の場合には、「国王は、国家元首であり、国の統一および永続性の象徴である」（第56条第1項）として、憲法上、国家元首である国王が象徴の地位にあることを明示する。

こうしたヨーロッパ君主制憲法における国家元首制の新動向から思い起こされるのは、W. カルテフライテルが、1970年の著書『国家元首の機能と議会制民主主義』の中で、現代ヨーロッパ諸国における国家元首制の実態を分析した上で、現代国家元首の共通メルクマールとは、政治的に中立的地位に立ち、象徴機能の行使を国政上の最重要の役割とすると提唱したことである。すなわち、「対外的に国家統一を擬人化し（verkörpern）、対内的に国民的統合の事実を体現する（veranschaulichen）」という内外二つの作用が、これに当たる⁽²⁷⁾。

世界的な君主制凋落傾向に終止符が打たれようとしていた1970年代に、ヨーロッパに成立した二つの君主制憲法が、いずれも国民主権に基づく一方、国王を“象徴”としての国家元首という地位に置いているのは、現代民主主義国家における国家元首の在り方を指し示すものとして注目できるであろう。

(5) “象徴”としての国家元首の権能

これまでに、スウェーデン憲法における“象徴”としての国家元首の地位について、象徴的国家元首論の観点から考察してきた。それでは、“象徴”としての国家元首である国王に相応しい国政上の役割とはいったい何であろうか。スウェーデンの一般的な憲法解説書によれば、スウェーデン国家元首の権能は、次の六つの権能に整理できる⁽²⁸⁾。

①国家元首は、「国政情報を取得する権能」を保持し、「情報閣議」の議長を務める。

国家元首である国王は国民統合の“象徴”であり、国家全体の代表者としての地位にあるので、その地位の重要性に鑑み、内外の国政情報について十分に精通していなければならない。この点、憲法（政体書）は、「国家元首は、内閣総理大臣から国務に関して恒常的に情報を提供されているものとする。政府は、必要などときにはいつでも、国家元首を議長とする閣議を召集しなければならない」（第5章「国家元首」第1条）として、国王には「国政情報を取得する権能」の保持を認める一方、内閣総理大臣には国王に対して恒常的に国政情報を提供することを義務づけている。

国王への国政情報の提供は、国王が議長を務める「情報閣議 (informationskanselj)」において行われる。「情報閣議」は、通常の閣議とは異なり、国家元首と総理大臣とが共同で必要を認めた場合に召集されるほか、定期的には、10月の通常国会の開会期、1月の予算案の国会提出期、6月の通常国会の閉会期という国会日程の節目に開催される。

②国家元首は、政権交替の任命式の際に開催される「特別閣議」の議長を務める。

現行スウェーデン憲法の国王は、かつての立憲君主制憲法の下で保持していた国務大臣の任免権を名実ともに喪失したため、内閣総理大臣の選出過程に関与したり、政治的影響力を及ぼしたりする余地は全くなかった。内閣総理大臣の選出については、国会議長が各政党代表者および国会副議長との協議に基づいて、内閣総理大臣の候補者一人を国会に提案し、国会がこの提案を承認することによって決定される（第6章「政府」第2条第1-2項）。

この実質的決定を前提として、正式な政権交替の任命式は、国家元首を議長とする「特別閣議 (särskild kanselj)」において、国会議長が、国家元首の面前で、国会の名において内閣総理大臣に辞令を交付するという形式で行われる（第6章第4条第1-2項）。憲法慣行上では、このときに内閣総理大臣により国務大臣への辞令が交付される。なお、「特別閣議」の場では、内閣総理大臣や閣僚による国王に対する国政情報の提供が慣例化している。

③国家元首は、国会議長の要請に基づき、通常国会の開会を宣言する。

国家元首である国王は、国会の通常会期の開会に際し、国会議長の要請に基づき、その会期が開会されたことを宣言する（国会法第1章第6条）。

④国家元首は、就任に際し、国会において服務宣誓の宣言を行う。

国会法は、「国家元首は、議院において服務宣誓の宣言 (ämbetsförklaring) を行うことができる」（第2章第10条）として、国王が国家元首に就任するに際して、服務宣誓の宣言を行うことを促している。この制度は、ヴァイキング王国以来の選挙君主制および国王宣誓制の伝統を継承するもので、長期にわたり公務に就く者は、国会で職務上の義務を引き受ける覚悟を公的に表明することが望ましいという考え方に基づくものである。

⑤国家元首は、外交諮問委員会の議長を務める。

政府は、政府の外交問題に関する諮問機関である外交諮問委員会 (utrikesnämnden) に恒常的に外交に関する情報を提供する義務を負い、また、重要な外交事項の決定に際しては、可能な限り外交諮問委員会と協議しなければならない（第10章第6条）。外交諮問委員会の構成は、国会議長および国会が選任した9名の国会議員から成るが、政府が招集権

をもち、通常、国家元首である国王が会議の議長を務める（同章第7条第1-2項）。同委員会の会議は秘密会で行われ、国家元首は議長として会議の構成員に無条件に守秘義務を課することができる（同第3項）。

外交諮問委員会は、平時にあっては、外交事項に関してなんら実質的な決定を行うことはない。それにもかかわらず、国王が外交諮問委員会を主宰するのは、次に見るように、国家元首として国王が国際法上の代表権能を円滑に行使するためには、外交事情に十分に精通しておくことがきわめて必要だと考えられるからである。

⑥国家元首は、国際法に従い、国家を代表する職務を遂行する。

国家元首としての国王は、国際関係において、「国家最高の代表者 (rikets främsteföreträdare)」として、(a)外交使節の信任状の認証、(b)外国の外交使節からの信任状の接受、(c)外国の国家元首をはじめとする国賓の接遇、(d)外国公式訪問など、国際法上の代表的権能を行使する。一方、憲法では、「国家元首は、外国旅行の前には、内閣総理大臣と協議しなければならない」（第5章第2条第2項）と定めて、国王の外国公式訪問の際における言動や声明が政府の外交政策と矛盾・対立しないことを期して、それに事前の制約を課している。

(6) 「情報権的君主制」の形成

以上の考察により明らかなように、1974年のスウェーデン象徴君主制憲法における国家元首制の下では、憲法の基本原則である国民主権と議会制民主主義の原理に従い、世襲制により国家元首職に就く国王は、かつての立憲君主が保持していた政治的権能をほとんど失った結果、実際政治に直接に関与したり、政治的影響力を発揮したりする余地は全く残されていない。国王は、統治機構上、国家統治の実質的な担い手である「政府」から完全に切り離されて、国家的“象徴”としての国家元首の地位に立ち、その国政上の役割は、内政上の儀礼的権能および外交上の代表的権能を行使することにある。

しかし、ここで留意しておきたいのは、1974年のスウェーデン憲法では、確かに国家元首である国王と政府とを完全な分離状態に置いているが、じつは両者の国政情報上の結合体制は依然として維持されていることである。そのことは、通例の「情報閣議」だけでなく、政権交替の任命式のために開催される「特別閣議」あるいは外交諮問委員会において、国家元首である国王に対して内閣総理大臣および政府閣僚から内外の国政情報の提供が恒常的かつ継続的に行われていることから明らかであろう。この点において、現行スウェーデン憲法のうちに現れた象徴君主制の“極限形態”とは、君主権限の点で特徴づけた場合、いわば「情報権的君主制」の体制である、といえるのである。

かつてW. バジヨットは、先にも挙げた『イギリス憲政論』の中で、一九世紀中葉のイギリス立憲君主制を対象にして、もはや政治的権能の名目化が顕著となったイギリス国王には、「大臣から相談を受ける権能」、「大臣を激励する権能」、「大臣に警告を発する権能」という三つの権能しか残されていないが、「君主がすぐれた判断力と賢明さをもっているならば、この三つの権能のほかには何ものも必要としない」と述べた⁽²⁹⁾。1974年のスウェーデン憲法が国王に認める「国政情報を取得する権能」とは、バジヨットがいう「大臣から相談を受ける権能」について、象徴君主制の理念に基づき弱体化・洗練して、国政情報に関して「報告を受ける権能、あるいは説明を求める権能」として立憲化したものだといえるだろう⁽³⁰⁾。

もちろん、政治的中立の立場にある国王が確保した国政情報に基づいて、実際の政治的決定に関与することは許されない。しかし、“象徴”としての国家元首である国王は、国政に関する情報に精通することによって、象徴機能の行使という国政上の役割を的確かつ納得して担うことができるのである⁽³¹⁾。

これまでに明らかなように、君主制憲法史的には、1974年のスウェーデン象徴君主制憲法は、近代立憲国家以来の立憲君主制憲法、議会主義的君主制憲法とは全く異なる構造を持つ新段階の君主制憲法として位置付けることができる。もっとも、これまでの考察を踏まえてみると、この象徴君主制憲法の歴史的な性格について、たんに「君主制の凋落」の文脈の中で捉えて、ヨーロッパ憲法史における「君主制権力の剥奪」の過程を推し進めたところに登場した君主制の“極限形態”とだけ見る一般的な理解は、いささか一面的で、必ずしも適切でないと思われる。むしろ二十世紀中葉以降における君主制あるいは“君主制的なもの”の再評価の動向の中で、“象徴”としての国家元首論の観点から、君主制憲法として洗練がなされたところで登場したのが、スウェーデン象徴君主制憲法である、という評価ができるのではないだろうか。

4. 象徴天皇制憲法への視座

(1) 戦後憲法史における象徴天皇制憲法の定着と成功

日本国憲法の半世紀以上にわたる実績を振り返ったとき、天皇は「日本国の象徴であり日本国民統合の象徴」である、と定めた第1条については、憲法政治上の統合効果の面で、比較的的成功を収めた事例として積極的に評価できると思われる。その何よりの証左は、とくに1970年代以降の各国憲法における顕著な動向として、国家元首である君主や大統領

領を「国家・国民の統合の象徴」あるいは「国家の永続性の象徴」と明示する規定が増加している点に見出すことができる⁽³²⁾。

この点、君主制憲法の事例を見ると、先にも見た1978年のスペイン憲法が「国王は、国家元首であり、国家の統合と永続性の象徴である」（第56条第1項）とするのをはじめ、1990年のネパール王国憲法では「国王陛下は、ネパール国家およびネパール国民統合の象徴である」（第27条）、1992年のモロッコ憲法（国民投票承認）では「国王は、モロッコ王国の統合の象徴である」（第19条）、さらに1993年のカンボジア王国憲法は「国王は、国民統合の象徴であり、未来永劫に存続するものである」（第8条）などの規定が見受けられる。このように世界の君主制憲法において国王を国家的“象徴”として性格づける規定の登場は、第1条の象徴天皇規定の国際的普及を物語るだけではなく、何よりも日本国憲法下での象徴天皇制の定着と成功を裏付けるものだといえよう。

もっとも、このように戦後の象徴天皇制の定着と成功を説く私見に対しては、従来の有力な学説の中には、日本国憲法は確かに天皇を象徴の地位に置くが、天皇が象徴としてふさわしく作用するだけの制度上の仕組みは欠如していると指摘する説がある。たとえば、かつて黒田覚教授は、昭和27年の論文で、「（日本国）憲法が天皇を象徴として規定したのは、天皇の象徴的機能を積極的に期待する、という意味のものではないと思う。……いまの憲法機構は、天皇に日本国の象徴・日本国民統合の象徴として機能する『場』をほとんどあたえていない」と分析した上で、天皇が象徴機能を発揮するためには、イギリス立憲君主制のように少なくとも名目的な政治権能の保持が不可欠だと主張した⁽³³⁾。

しかしながら、確かに日本国憲法における天皇制は、憲法機構上ではイギリス立憲君主制のような「君臨すれども統治しない」君主制とはいえないけれども、戦後における象徴天皇制の実態を見る限り、象徴の地位にある天皇が非政治的な国事行為や「公的行為」を通じて、国家・国民統合の作用に少なからず貢献してきたのは否定できない憲法政治上の現実といえるのではないか。なるほど日本国憲法によれば、天皇は「国政に関する権能を有しない」（第4条第1項）と定めているのだから、象徴天皇は、憲法上の他の国家機関とは根本的に異なり、国家意思形成過程に直接に関与できないし、また、そこにおいて政治的影響力を及ぼすことも許されないだろう。

しかし、だからといって、象徴天皇制憲法では、天皇の憲法政治上の役割が全く否定されているわけではない。いやそれどころか、政治的実権を保持していない象徴天皇には、個別的・具体的な国家意思形成過程の前提を成す国家・国権の統一保持というきわめて高次な統治作用を担うことが期待されているのだ⁽³⁴⁾。それゆえに日本国憲法では、天皇を

国家・国民統合の象徴の地位に置き、また、天皇の憲法上の行為を、「国政に関する権能」とは厳格に区別しつつも、「国事に関する行為」という形で認めているのである。

(2) 象徴天皇の行為の新しい分類

以上のような観点に立つとき、“象徴”としての天皇に相応しい憲法政治上の役割とはいったい何であろうか。ここでは、象徴天皇制の戦後的展開の中で、天皇が実際に行ってきた権能および行為について、まず“象徴に相応しい行為”として一括し、さらに、それらを憲法政治史的な由来や性格の違いに応じて、次の五類型に分類してみたい⁽³⁵⁾。

①国政関連行為

国政関連行為とは、沿革的には、立憲君主制憲法または調整権的君主制憲法の系統に属し、本来、君主が国政を決定し、または国政に直接に影響を与える行為であった。象徴天皇制憲法の下では、国政上の実質的決定権の所在は天皇以外の国家機関にあるので、天皇は政治中立的な立場から、国政関連行為の行使を通じて国家・国権の統一に関与する。

具体的には、日本国憲法が国事行為として定める、内閣総理大臣の任命（第6条第1項）、最高裁判所長官の任命（同第2項）、憲法改正・法律・政令・条約の公布（第7条第1号）、国会の召集（同第2号）、衆議院の解散（同第3号）、国務大臣および官吏の任免の認証（同第5号）、恩赦の認証（同第6号）、栄典の授与（同第7号）、条約批准書の認証（同第8号）などが該当する。

また、天皇の国会開会式への出席と「お言葉」朗読は、明治憲法第7条による天皇の国会開会権に由来すると見れば、国政関連行為に属するといえるだろう。

②外国交際行為

外国交際行為とは、象徴天皇が、国際法に基づき、国家元首としての立場から日本国および日本国民を代表して行う行為を指す。日本国憲法は、外交に関連ある国事行為として、外国の大使・公使の接受（第7条第9号）、全権委任状および大使・公使の信任状の認証（同第5号）、外交文書の認証（同第8号）を定めるが、従来、慣習国際法上、外国公式訪問、国賓・公賓の接遇といった天皇の行為が広く認められてきた。このほか、象徴天皇が国家・国民を代表して行う、外国元首との親書・親電の交換、外国の慶弔儀式への参加なども、外国交際行為に含めることができる。

③国民的・文化的儀式

国民的・文化的儀式としては、国内巡幸、園遊会、正月と天皇誕生日における一般参賀、植樹祭・国民体育大会・戦没者追悼式など各種大会や式典への臨席、天皇杯の授与、歌会

始および講書始などの事例がある。いずれも、戦後における象徴天皇制の形成過程で憲法慣行上に確立された行為であり、国民の視覚的效果に大きく訴える点で、まさに“象徴に相応しい行為”といえよう。

もともと、国民的・文化的儀式は、沿革的には政治的権能に由来する国政関連行為とは性格を異にするので、内閣の助言と承認による補佐は必要としない。憲法慣行上も、内閣の一般的行政責任の下で、天皇御自身の意思を尊重しつつ、宮内庁の主導により実施されている。

④皇室行事および祭祀

皇室行事および祭祀は、皇室の内的活動ながら、天皇制の存続にとって不可欠であり、象徴天皇の地位の保持に重要な影響を及ぼす性質を持つ。即位の礼、大喪の礼、立太子礼、皇太子の結婚の儀、新年祝賀の儀、大嘗祭、新嘗祭といった皇室の伝統的な行事が、これに該当する。

従来 of 憲法慣行では、これらの行為が国家的儀式としての性格を強く持つ場合には、憲法上の国事行為として扱われてきたが、天皇制の存続に関わりが深い皇室行事や祭祀は、国事行為とは異なる「公事」と考えることができよう。この観点から、皇室が主宰し、宮内庁の補佐の下、皇室固有の伝統的慣行に従い執り行われるべきである。

⑤私的行為

国家・国民統合の象徴の地位にある天皇に、純粹に私生活の領域が存在するかどうかは、象徴天皇制憲法学上の難題の一つである。かつて大石義雄教授は、「天皇に私なし」という立場から、「天皇の象徴性は、天皇の御人格と不可分のものであり、天皇は、いつ、どこにをられても、国の象徴であり、また国民統合の象徴といふ公的地位にお立ちになられてをられる」ので、憲法上の国事行為を行うときだけでなく、内廷にあっても「象徴という公的地位から離れられるときはないのである」⁽³⁶⁾と述べられた。確かに内廷生活の場であれ、公共・交際の場であれ、天皇の言動が国民の注視の的となり、国民道徳に何らかの影響を与えることを考慮すれば、私的行為といえども、天皇の象徴としての地位に深い関わりを持つといえるのではないか。

(3) 伝統日本的な象徴天皇制憲法の構想

以上に、象徴天皇の行為・権能の面から、戦後象徴天皇制の定着の実態を見てきた。ところが、戦後の天皇制憲法学では、憲法第1章が象徴天皇制を定めているにもかかわらず、近代合理主義の思考に基づき、憲法の天皇制自体を否定しようとする傾向が顕著である。

そこでは、先ほども触れたように、歴史の発展法則に従えば、民主主義化の徹底によって、君主制はやがて消滅するはずであり、天皇制も所詮、歴史的な暫定形態に過ぎないという固定観念が支配的である。そして、何よりも近代初期的な立憲主義観、権力観が安易に適用されて、天皇制対国民主権の対立図式に基づき、民意を根拠とする天皇の地位・権能の極限化に日本国憲法の効用が求められている。

しかし、こうした既成の憲法学説において往々にして忘れられている視点とは、戦後において象徴天皇制が定着した重要な政治的背景として、憲法成立以来、終始一貫して、天皇と国民との間に、一定の共存・協調関係が確保されてきたという事実である。そうした状態が形成されるにいたった理由としては、①昭和天皇が、終戦時に自らの決断で国家的危機を乗り越え、終戦後も国民を励まし、苦楽を共にする姿勢を示したこと、②連合軍総司令部（GHQ）が新憲法を構想するにあたり、日本の伝統に基づく天皇と国民との固有の一体性を前提としていたこと⁽³⁷⁾、さらには、③とりわけ昭和26年9月のサンフランシスコ講和条約締結以降、天皇御自身が“象徴”の立場を堅持し、国政に一切関与しなかつたこと、などの諸点を挙げることができよう。

このような戦後における象徴天皇制の定着という事態は、君主制憲法としての日本国憲法の概念変化を示すものである。なぜなら、天皇と国民の協調・共存状態（すなわち、象徴天皇制の定着）を前提としたとき、もはや国民主権との対立関係において、憲法に天皇条項を置く意味がなくなるからである。

一般に、西洋の立憲君主制憲法では、憲法に君主規定を置くことの目的は、君主と国民の対立状態を前提にして、君主権限を制限することにあつた。それでは、象徴君主制憲法の場合、君主の権能を憲法に規定することの意味は何であろうか。象徴君主制憲法では、君主が社会心理的に国家・国民の統合機能を担うことを本質とするので、君主と国民との一定の精神的一体感が基調となるはずである。そうであるなら、象徴天皇制憲法の場合にも、たとえ憲法上に天皇の権能や役割を規定するとしても、それには立憲君主制憲法の場合とは違った固有な意味付けが必要となるはずである⁽³⁸⁾。

ここで思い合わされるのは、“権力”ではなく“権威”を拠り所とした、日本に伝統的な天皇制の在り方である。それは、権力支配に当たる“うしはく”を退けて、徳治政治的な“しらす”を天皇制統治の基本原則としているからである。明治憲法の実施には“しらす”に依拠する統治への配慮があつたというが、このような配慮はむしろ“象徴”としての国家元首制の典型といってもよい日本国憲法の象徴天皇制にこそ相応しい⁽³⁹⁾。こうしてみると、象徴天皇制憲法学における当面の問題とは、先に見た君主制憲法とし

ての日本国憲法の概念変化を前提にして、“権威”の領域に君臨する象徴天皇と、“権力”の領域を支配する民主主義との共存・協調を想定した天皇制憲法構想を構築することにあるといえるだろう。

これまでわが国憲法の天皇制は、明治維新に始まる近代化および立憲化の過程で、つねに西洋における立憲君主制をモデルにして、その理論的根拠付けが行われてきた⁽⁴⁰⁾。けれども、いま、明治以来の天皇制憲法の近代化が一段落したという歴史認識に立ち、戦後憲法政治史における象徴天皇制の定着・成功という現実を見据えたとき、何よりも重要なのは、西洋君主制との本質的な違いを留意しつつ、日本本来の天皇制の在り方を再考すべきことではないだろうか。換言すれば、それは、従来の政治法（“うしはく”）ではなく、文化法（“しらす”）として、憲法第1章の天皇制構想を構築する試みに他ならない。

5. 今後の課題

これまでに二十世紀における君主制の歴史を回顧した上で、この世紀の中葉以降に発展を遂げてきた日本およびスウェーデンの二つの象徴君主制憲法について、象徴的国家元首論の観点から比較検討してきた。今後の課題として、最後に、次の二つのことを問題提起しておきたい。

ここで改めて君主制の二十世紀的意味を問い直してみるなら、第一次世界大戦期以降半世紀にわたる君主制の廃止という事態は、国家における“象徴的支柱”を安易に排除してしまったという点で、それこそ取返しがつかない愚行であった。こうした歴史の教訓を顧みた上で、「ポスト近代」における統治機構論の構築を想定したとき、重要な課題となるのは、民主主義が支配する“権力”の領域との関連で、君主あるいは国家元首が君臨する“権威”の領域をどのように確保するか、という問題ではないだろうか。その意味では、1946年の日本国憲法と1974年のスウェーデン憲法とが提示している“象徴”としての国家元首制の経験は、国家機構における“威厳的部分”の重要性を再確認させた点で、きわめて有意義な指針を提供していると評価できるだろう。

第二点は、象徴天皇制憲法の将来にかかわる問題である。象徴天皇制憲法の戦後的展開の過程で、天皇制と国民主権、天皇と国民との対立関係は解消し、両者は共存・協調関係に入っていることは、先の考察で明らかにした通りである。しかし、だからといって、今日でも、象徴天皇の側において、また、国民の側において、さらには、象徴天皇と国民との関係において全く問題がなくなったわけではない。この点に関連して、政治学者の故高

坂正堯教授は、昭和天皇が崩御された年に発表した文章の中で、戦後における象徴天皇制の一応の成功を評価しつつも、この制度の“難しき”を次のように指摘する。

「君主制というのは持つことの不幸もあるでしょうが、持つことの幸福もまた大いなるものがあります。しかし、このデリケートな制度は並の国民には使いこなせません。日本人はそれを二千六百年はオーバーにしても、天智天皇の頃ぐらいから何とか運用してきた。これは誇ってもよいことだと思います。と同時にまた、天皇制の持つ微妙な面、天皇さんの存在の曖昧さについても忘れてはいけません。象徴天皇にしたって、曖昧にされている部分はある。言ってみれば、日本国家体制の秘訣、核がそこに秘められているんでしょね。」⁽⁴¹⁾

このように述べた後に、高坂教授は、結論として、古くからの歴史があり、デリケートな性格を持つ、天皇制を中心としたわが国の統治体制の本質を本当の意味で理解するためには、とくに国民における歴史教育の必要性を強調している⁽⁴²⁾。

象徴天皇制の可能性や在り方を考える場合、われわれはとかく憲法制度論上の改革論に終始しがちである。しかしながら、明治以来の急速な近代化の中でかろうじて受け継がれてきた日本の歴史や先人の業績、美しい自然や国語、さらには、将来この国に生まれてくる子供たちを含めた同胞への“愛敬の念”を忘れたとき、あらゆる天皇制をめぐる制度改革論は水泡に帰す危険があることを提言して、本稿を締め括りたい。

【注】

- (1) カール・レーヴェンシュタイン『君主制』秋元律郎・佐藤慶幸訳（みすず書房、昭和32年）13頁以下。
- (2) カール・レーヴェンシュタイン『前掲書』17頁。
- (3) 小林昭三『日本国憲法の条件』（成文堂、昭和61年）15頁。
- (4) 下條芳明「君主制と民主主義—20世紀のこんにちにおける君主制の可能性を探る—」『早稲田政治公法研究』第25号（昭和63年3月）285—286頁。
- (5) Walter Bagehot, *The English Constitution*, Cornell University Press, Cornell Paperbacks, 1986, p.86. W. バジヨット「イギリス憲政論」小松春雄訳『世界の名著60』（中央公論社、昭和45年）95頁。
- (6) 大西邦敏『比較憲法の基本問題』（成文堂、昭和43年）242—243頁。
- (7) 高柳賢三『天皇・憲法第九条』（有紀書房、昭和38年）17頁。
- (8) カール・レーヴェンシュタイン『前掲書』4頁。
- (9) カール・レーヴェンシュタイン『前掲書』45頁以下。
- (10) 小林昭三『前掲書』26頁。
- (11) 'The Reigning Royalty of Europe in a Democratic Era. They Survive by Serving It', by Lord David Cecil, LIFE (Aug. 5, 1957), p.49.
- (12) Vernon Bogdanor, *The Monarchy and the Constitution*, Oxford, 1995, p.309. ヴァーノン・ボグダナー『英国の

- 立憲君主政』小室輝久・笹川隆太郎・R. ハルバーシュタット共訳（木鐸社、平成15年）328頁。
- (13) 小林昭三『前掲書』16頁。
- (14) W.I.Jennings, *The British Constitution*, 5th ed., Cambridge, 1971, p.119. 『イギリス憲法論』[新訂版] 榎原猛・千葉勇夫訳（有信堂、昭和56年）126—127頁。
- (15) Jennings, W.I., *ibid.*, p.120. 『前掲邦訳書』127頁。
- (16) Bogdanor, V., *ibid.*, p.307. 『前掲邦訳書』326頁。
- (17) Jürg Steiner, *European Democracies*, New York, 1986, pp.136-140.
- (18) 小林昭三『前掲書』16頁。
- (19) カール・レーヴェンシュタイン『前掲書』20頁以下。
- (20) スウェーデン君主制史に関する先行研究としては、榎原猛『君主制の比較憲法学的研究』（有信堂、昭和44年）191頁以下。佐藤功『君主制の研究—比較憲法的考察—』（日本評論新社、昭和32年）282頁以下。清水望『北歐デモクラシーの政治機構』（成文堂、昭和49年）19頁以下など。
- (21) 佐藤功「スウェーデンの象徴君主制—一つの覚書」『上智法学論集』第24巻第3号（昭和56年）160頁。
- (22) 佐藤功「前掲論文」161—162頁。
- (23) Werner Kaltefleiter, *Die Funktionen des Staatsoberhauptes in der parlamentarischen Demokratie*, Westdeutscher Verlag, Köln und Opladen, 1970, S.10.
- (24) *Constitutional Documents of Sweden*, published by The Swedish Riksdag, Translated edition, Stockholm, 1981, P.17. Olle Nyman, *Parlamentariskt regeringssätt*, Andra, reviderade uppl., Bonniers, Stockholm, 1986, s.46.
- (25) ハンス・ケルゼン『一般国家学』[改版] 清宮四郎訳（岩波書店、昭和46年）509—510頁。
- (26) 小林昭三・清水望『君主国における君主の地位と権能』（憲法調査会事務局、昭和34年）41—42頁。
- (27) Kaltefleiter, W., a.a.O., SS.9-10.
- (28) Erik Holmberg/Nils Stjernquist, *Vår författning*, Sjätte uppl., Stockholm, 1986, ss.109-110, Olle Nyman, *ibid.*, ss.46-48. Håkan Strömberg, *Sverige Författning*, elfte uppl., Lund, 1985, s.47.
- (29) Bagehot, W., *ibid.*, p.111. 『前掲邦訳書』124頁。
- (30) カール・レーヴェンシュタイン『前掲書』54頁。なお、「情報権的君主制」の観点から、日本国憲法下で憲法慣行として形成された「内奏」制度の意義を考察したものとして、下條芳明「象徴天皇制憲法の条件—象徴天皇の地位と行為の再検討」憲法政治学研究会編『近代憲法への問いかけ [憲法政治学叢書 I]』（成蹊堂、平成11年）83—87頁。
- (31) 小林昭三・前掲『日本国憲法の条件』32頁。小林教授によれば、日本国憲法下の象徴天皇が国事行為を行うに際して、当該行為に関する国政上の情報に精通しておくことの重要性を主張される。
- (32) 西修『憲法体系の類型的研究』（成文堂、平成9年）266頁、299—300頁。
- (33) 黒田覚「天皇論における象徴性の過剰」『改造』（昭和27年8月号）14—15頁。同「天皇の憲法上の地位」公法学会編『公法研究』第10号（有斐閣、昭和29年）1頁以下も同旨。
- (34) 小林昭三『私の「憲法」イメージ』（成文堂、昭和52年）19—20頁。
- (35) 下條芳明・前掲「象徴天皇制憲法の条件」81頁。天皇の権能・行為に関する諸学説および政府見解を紹介したものとして、中村睦男『論点憲法教室』（有斐閣、平成2年）237頁以下。
- (36) 大石義雄「皇室祭儀と憲法との関係」皇室法研究会編『現行皇室法の批判的研究』（神社新報社、昭和62年）146頁。
- (37) 中村政則『象徴天皇制への道—米国外使グループとその周辺—』（岩波書店、平成元年）162頁以下。
- (38) 下條芳明「象徴天皇制と天皇の公的行為」憲法学会編『憲法研究』第29号（平成9年5月）76頁。
- (39) 小林昭三・前掲『日本国憲法の条件』23頁。
- (40) 下條芳明・前掲「象徴天皇制憲法の条件」87—88頁。
- (41) 高坂正堯「天皇 その無用の大用」『高坂正堯著作集・第8巻・一億の日本人』（都市出版、平成12年）

480頁。

(42) 高坂正堯『前掲書』481頁

【追記】

本稿の論旨および内容は、拙著『象徴君主制憲法の20世紀的展開—日本とスウェーデンとの比較研究』（東信堂、平成17年）に依拠するところが大きい。出典についても、同書掲出の参考文献を参照されたい。